

# 国立大学法人岡山大学利益相反マネジメントポリシー

平成16年4月1日

## 1. 目的

大学の使命は、教育・研究・社会貢献であり、その社会貢献の一形態が産学官連携である。大学が産学官連携を推進するに際しては、大学と企業等の目的や役割の相違から、いわゆる利益相反が生じ得る。

本ポリシーは、岡山大学として産学官連携を積極的に推進していくにあたり、不可避免的に生じ得る利益相反による弊害を抑え、大学と役員及び職員（以下「役職員」という。）が公正かつ効率的に業務を実行するために、常に意識しなければならない基本的な考え方を示すものである。

本ポリシーの目的は、大学と役職員の行動を制約することではなく、大学と役職員が利益相反の疑いを持たれることを防ぐことにより、大学として社会からの信頼を維持しつつ、産学官連携を推進する環境を整備することにある。

## 2. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 岡山大学知的財産ポリシーで明示されているとおり、職員の技術移転活動に対する貢献を奨励し、評価に反映するとともに、職員は、技術移転を積極的に推進する。
- (2) 本学は、技術移転活動等の産学官連携の推進を公正かつ効率的に行うために、役職員の利益相反が深刻な事態に陥らないよう適正にマネジメントを行い、解決のための措置を講じる。この場合、法律的に合法であっても、公正かつ効率的な産学官連携の推進のため、大学への社会的信頼に則って妥当かどうかの基準を明確にし、遵守するという考えに基づいて、利益相反のマネジメントを行う。
- (3) 本学は、利益相反マネジメントについて、企業等外部に対しても理解と協力を求め、利益相反問題の円滑な解決を図ることにより、産学官連携を推進する。

## 3. 利益相反マネジメントの対象及び基準

### (1) 利益相反マネジメントの対象者

基本的には「外部資金を獲得して研究する教員（教授，助教授，講師，助手）」を対象者とするが、大学の管理運営や産学官連携に関与する役職員（技術移転担当者等）についても同様の問題が生じうることに留意しておく必要がある。また、インテグリティ確保の観点から、ポスドクや大学院生に係る利益相反によっても、場合によってはマネジメントの対象とする。

### (2) 利益相反マネジメント基準

本学における職務に対して個人的な利益を優先させると客観的に見られたり（狭義の利益相反）、個人的な利益があるなしに係わらず本学外部活動へ時間配分を優先させていると客観的に見られたり（責務相反）、という利益相反（広義の利益相反）を生じさせないこと。

#### 4．利益相反マネジメント体制

##### （1）利益相反マネジメント委員会の設置

ア 本学の利益相反マネジメントに関する重要事項を審議する機関として利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 委員会は、委員長及び委員により構成する。

ウ 委員長は、副学長とし、学長が任命する。

エ 委員は、本学の利益相反マネジメントに直接又は間接に携わる若干名の役職員及び利益相反アドバイザーとし、学長が任命する。

オ 委員長は、利益相反自己申告、状況調査、利益相反研修内容、その他利益相反に関する重要事項について専門的見地からアドバイスを受けるため、外部の学識経験者の出席を求めることができる。

カ 委員会は、利益相反ガイドラインの制定及び改廃、利益相反防止に関する施策の決定、利益相反に関する自己申告及び状況調査の審査、その他の利益相反に関する重要な事項を審議する。

キ 職員は、委員会の決定に不服がある場合は、申し出により、委員会に再審議を求めることができる。委員会は再調査を行い、委員長が最終決定を行う。

ク 委員会は学長の招集により、原則として年1回開催する他、必要に応じて開催する。

##### （2）利益相反アドバイザーの設置

本学における利益相反マネジメント調整役として、利益相反アドバイザーを任命し、利益相反問題に関して調査広報活動や面談等を行う。また必要に応じ顧問弁護士等専門家とも連絡を取り、利益相反問題に対して適切かつ迅速な対応を行う。

#### 5．利益相反マネジメントの手続き等

##### （1）利益相反に関する自己申告書（以下「自己申請書」という。）の提出

職員は、上記3.(2)に照らして該当する場合、あるいは利益相反アドバイザーに求められた時は、別に定める利益相反ガイドラインに基づき委員会に自己申告書を提出しなければならない。（年1回）

##### （2）状況調査の実施

利益相反アドバイザーは、必要に応じ調査を行い、年に1回委員会に報告する。委員会は、職員のプライバシー保護の観点から、報酬、資産等に関する自己申告内容の確認については、顧問弁護士による面談を活用する。

( 3 ) 利益相反アドバイザー及び顧問弁護士等の活用

職員は、上記( 1 )の自己申告書の提出時その他随時、利益相反アドバイザーの面談を受けることが出来る。利益相反アドバイザーが必要と認めた場合、顧問弁護士等専門の面談を受けることが出来る。

( 4 ) 研修の実施

利益相反アドバイザーは、初任職員研修及び定期的職員研修等、利益相反問題への適切な対処に必要な研修を実施する。